

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………（生物多様性保全課） 1

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則
をここに公布する。

平成27年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第57号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する
規則

（北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲
を定める規則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の
保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

- （1）北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範
囲を定める規則（平成12年北海道規則第87号）第2条の表1の項左欄
- （2）北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）附則第5条の表備考
1の事項ウ
- （3）北海道エゾシカ対策推進条例施行規則（平成26年北海道規則第31号）第3条第1項
（北海道立自然公園条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように
改正する。

第20条第23号の13中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び
管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改め、同条第57号
中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適
正化に関する法律」に改め、同条第57号の2中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法

律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施す
る」に改める。

（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のよ
うに改正する。

第18条第9号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理
並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改める。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第4条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並び
に狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行
令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護
及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
関する法律施行規則」に改める。

第3条の次に次の3条を加える。

（指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関の確認の申請）

第3条の2 省令第13条の4第1項の申請書の様式は、別記第3号様式の3とする。

（夜間銃猟に係る確認の申請）

第3条の3 省令第13条の8第1項の申請書の様式は、別記第3号様式の4とする。

（指定管理鳥獣等捕獲事業に従事する者に対する従事者証の交付の申請等）

第3条の4 省令第13条の9第1項の申請書の様式は、別記第3号様式の5とする。

2 省令第13条の9第4項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。

3 省令第13条の9第5項から第7項までの規定による届出は、別記第3号様式の届出書
により行わなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

（鳥獣捕獲等事業の認定の申請等）

第4条の2 法第18条の3第1項の申請書の様式は、別記第4号様式の2とする。

2 省令第19条の9第4項（省令第19条の11第5項において準用する場合を含む。）の申
請書の様式は、別記第3号様式とする。

3 法第18条の7第2項において準用する法第18条の3第1項の申請書の様式は、別記第
4号様式の3とする。

4 省令第19条の12第1項の届出書の様式は、別記第4号様式の4とする。

5 法第18条の7第4項の規定による届出は、別記第4号様式の5の届出書により行わなければならない。

6 法第18条の8第6項において準用する法第18条の3第1項の申請書の様式は、別記第4号様式の6とする。

第12条の2の次に次の1条を加える。

（住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請等）

第12条の3 省令第46条の2第1項の申請書の様式は、別記第13号様式の3とする。

2 省令第46条の2第4項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。

3 省令第46条の2第5項及び第6項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行わなければならない。

第19条の見出し中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同条第1項中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同条第2項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第20条中「又は承認証」を「承認証」に、「（以下）」を「指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証又は麻醉銃猟許可証（以下）」に改める。

第21条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業及び認定鳥獣捕獲等事業に係る申請書、届出書その他の書類については、この限りでない。

別記第1号様式（表面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同様式（裏面）注4の事項中「」、「農林業に係る被害の防止」を「（生態調査）」、「管理（被害防止）」、「管理（数の調整）」、「保護（傷病鳥獣）」に改め、同注7の事項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項」に、「交付年月日」を「交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）」を「」に改める。

別記第3号様式中「第2条」の次に「、第3条、第3条の4」を加え、同様式（表面）中

☐再交付申請

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項）の規定により、次のとおり再交付を申請します。

☐住所・氏名等変更届出

次のとおり（従事者の）住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項）の規定により、届け出ます。

☐対象鳥獣捕獲員に係る変更届出（対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき又は所属市町村の変更があったとき）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第8項）の規定により、届け出ます。

☐亡失届出

次のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項の規定により、届け出ます。

狩 猟 免 状 等 の 種 類

☐許可証 ☐従事者証 ☐指定猟法許可証 ☐登録票

☐販売許可証 ☐危険猟法許可証 ☐狩猟免状

☐狩猟者登録証 ☐狩猟者記章

☐承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認）

☐承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認）

を

☐再交付申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項）の規定により、次のとおり再交付を申請します。

☐住所・氏名等変更届出

次のとおり（従事者の）住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項）の規定により、届け出ます。

☐認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録の変更届出（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者でなくなったとき）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第4項（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第8項）の規定により、届け出ます。

☐対象鳥獣捕獲員に係る変更届出（対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき又は所属市町村の変更があったとき）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第4項（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第8項）の規定により、届け出ます。

☐亡失届出

次のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

施行規則第 条第 項の規定により、届け出ます。	
狩 猟 免 状 等 の 種 類	☐ 許可証 ☐ 従事者証 ☐ 指定猟法許可証 ☐ 登録票 ☐ 販売許可証 ☐ 危険猟法許可証 ☐ 狩猟免許状 ☐ 狩猟者登録証 ☐ 狩猟者記章 ☐ 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認） ☐ 承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認） ☐ 認定証 ☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証 ☐ 麻酔銃猟許可証

に改め、同様式（裏面）の注中9の事項を10の事項とし、8の事項を9の事項とし、7の事項を8の事項とし、6の事項の次に次の1事項を加える。

7 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録の変更届出は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第9号に該当する者として狩猟者登録を行った者が、同号に該当する者でなくなったときに限り行うこと。

別記第3号様式の2中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

別記第3号様式の3（第3条の2関係）

（表面）

年 月 日

北海道知事 様

住 所
申請者 電話番号
機 関 名



国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画適合確認申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により、次の指定管理鳥獣捕獲等事業が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に適合することについて確認を受けたいので、申請します。

指定管理鳥獣の種類	
実 施 期 間	
実 施 区 域	
目 標	
捕獲等の方法の	

内 容	概 要	
	捕獲等の規模	
	捕獲等をした個体の処分方法	
実 施 体 制		
住民の安全確保等に必要事項		
備 考		

（裏面）

注1 実施区域欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載し、捕獲等の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添付すること。

2 目標欄には、指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲数の目標等を記載すること。

3 捕獲等の方法の概要欄には、使用する猟法、使用する捕獲用具の名称等を記載し、必要に応じて、その構造、設置方法等を示す図面を添付すること。夜間銃猟を実施する場合は、その旨を記載すること。

4 捕獲等の規模欄には、捕獲数、捕獲等をした日数・回数、捕獲等に従事する人数、設置する猟具の数等を記載すること。

5 捕獲等をした個体の処分方法欄については、捕獲等をした個体の放置の実施の有無、捕獲等をした個体の搬出方法、搬出後の処置の方法等について記載すること。

6 実施体制欄には、直営又は委託の別、専門家との連携等について記載すること。

7 備考欄には、錯誤捕獲への対応方針、事前調査や捕獲等情報の収集及び評価の作業手順等を必要に応じて記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式の4（第3条の3関係）

（表面）

年 月 日

北海道知事 様

申請者

認 定 証 番 号	
住 所	〒 電話番号
名 称	
代 表 者 の 氏 名	印

夜間銃猟作業計画の実施計画適合確認申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第8項第2号の規定により、次の夜間銃猟作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に適合することについて確認を受けたいので、申請します。

事業名		
夜間銃猟の実施日時		
夜間銃猟の実施区域		
捕獲等をする鳥獣及び目標頭数		
夜間銃猟の実施方法	捕獲等の方法	
	安全確保策	
	捕獲等をした個体の回収及び処分方法	
夜間銃猟の実施体制	発注者	
	現場の実施体制	
	関係機関との調整状況及び連携方法	
夜間銃猟をする者（射手）		
住民の安全確保・周辺地域への注意喚起の方法		
備考		

（裏面）

- 注1 夜間銃猟の実施日時欄には、夜間銃猟を実施する日程及び時間帯を具体的に記載すること。
- 2 夜間銃猟の実施区域欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載し、夜間銃猟の実施区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図及び必要に応じて実施場所の状況が分かる天然色写真を添付すること。
- 3 夜間銃猟の実施方法の捕獲等の方法欄には、「餌付けにより誘引して射撃する方法」等の方法を記載し、夜間銃猟の実施方法を明らかにした図面並びに射撃場所、射撃方向、その付近の状況、安全確保のための措置その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真等の中から必要な書類を添付すること。安全確保策欄には、明るさの確保の方法

（照明器具又はナイトスコープの使用等）、バックストップの確保、着弾点の安全性の確認、捕獲等をした個体の回収方法、警戒心の高いシカを増やさないための効果的な捕獲等の方法等について具体的に記載すること。

- 4 夜間銃猟の実施体制の現場の実施体制欄には、夜間銃猟を実施する際の従事者の配置（現場責任者の配置、射手の名前、狩猟免許番号）、緊急連絡体制等を記載し、夜間銃猟安全管理規程を添付すること。関係機関との調整状況及び連携方法欄には、市町村や警察署を含む関係機関との調整状況及び連携方法等について記載すること。
- 5 夜間銃猟をする者欄には、夜間銃猟の捕獲従事者の要件を満たす射手のうちこの申請で夜間銃猟に従事する全ての射手の名前、狩猟免許番号、使用する銃の種類、所持許可番号及び所持許可証交付年月日を記載し、認定証の写し及び夜間銃猟をする者を含む捕獲従事者名簿を添付すること。
- 6 住民の安全確保・周辺地域への注意喚起の方法欄には、住民の立入禁止措置及び立入りの有無の確認方法等を記載すること。
- 7 必要に応じて、別紙で詳細な作業計画を添付すること。
- 8 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式の5（第3条の4関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者

主たる事務所の所在地	〒
	電話番号
名称	
代表者の氏名	印

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する同法第9条第8項の規定により、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	

従事者の住所、氏名、
職業及び生年月日

別紙指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者名簿のとおり

- 注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者名簿

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	※ 銃 器 を 使 用 す る 場 合			備 考
					所持許可 番 号	許可 年 月 日	銃 砲 の 種 類	

注1 ※については、銃器を使用する場合は、当該従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲について記載し、銃砲の種類欄には散弾銃（ライフル銃の場合にあって

は、その旨）、空気銃等の別について記載すること。

2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式の次に次の5様式を加える。

別記第4号様式の2（第4条の2関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所	〒 電話番号
名 称	
代表者の氏 名	印

認定鳥獣捕獲等事業認定申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2第1項の規定により、次の鳥獣捕獲等事業が同法第18条の5第1項に規定する基準に適合していることについて認定を受けたいので、申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他（ ）
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕 獲 従 事 者	別紙捕獲従事者名簿のとおり

鳥獣捕獲等事業の実施体制	安 全 管 理 体 制	別添資料のとおり
	夜 間 銃 猟 の 実 施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

別紙

捕獲従事者名簿

氏 名	生 年 月 日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救急救命講習の受講の有無
			銃 砲 の 種 類	夜間銃猟をする者	

注1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。

3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。

4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。

- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
 - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
 - (4) 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
 - (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講している場合に○を記入すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類とし、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類とする。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類とする。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類とする。
- 9 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 添付書類は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項に規定するもののほか、知事が必要と認める書類とする。
- 11 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式の3（第4条の2関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者	認 定 証 番 号	
	認定証交付年月日	
	住 所	〒
		電話番号

名 称	
代 表 者 の 氏 名	印

認定鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定により変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 日		

- 注1 添付書類の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式の4（第4条の2関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者

認 定 証 番 号	
認定証交付年月日	
住 所	〒 電話番号
名 称	
代 表 者 の 氏 名	印

認定鳥獣捕獲等事業変更届出書

次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18

条の7第3項の規定により、届け出ます。

変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		
変更年月日		

- 注1 申請者の住所、名称又は代表者の氏名に変更があった場合は、申請者の住所、名称又は代表者の氏名欄には、変更後の内容を記載し、変更の内容欄に変更前及び変更後の内容を記載すること。
- 2 添付書類の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。
- 3 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式の5（第4条の2関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者	認 定 証 番 号	
	認定証交付年月日	
	住 所	〒 電話番号
	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	印

認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書

認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により、届け出ます。

廃止年月日	
-------	--

- 注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式の6（第4条の2関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者	認 定 証 番 号	
	認定証交付年月日	
	認定証を交付した都道府県知事名	
	住 所	〒 電話番号
	名 称	
代 表 者 の 氏 名	印	

認定鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間更新申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他（ ）
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	事業管理責任者の役職・氏名	

鳥獣捕獲等事業の実施体制	捕 獲 従 事 者	別紙捕獲従事者名簿のとおり
	安 全 管 理 体 制	別添資料のとおり
	夜 間 銃 猟 の 実 施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

別紙

捕獲従事者名簿

氏 名	生 年 月 日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救急救命講習の受講の有無
			銃 砲 の 種 類	夜間銃猟をする者	

- 注1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
 - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者

- が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
- (4) 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
- (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合に○を記入すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類とし、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類とする。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類とする。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類とする。
- 9 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 添付書類は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項に規定するもののほか、知事が必要と認める書類とする。
- 11 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
- 別記第8号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「準用する」の次に「同」を加える。
- 別記第9号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
- 別記第10号様式（表面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式（裏面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に、「者又は」を「者若しくは」に、「これらの保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に、「執る」を「とる」に改める。
- 別記第11号様式（表面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式（裏面）中「鳥獣の保護及

び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に、「(5)～(10)」を「(6)～(11)」に改める。

別記第12号様式から別記第13号様式の2までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第13号様式の3（第12条の3関係）
（表面）

年 月 日

北海道知事 様

申請者	住 所	〒 電話番号
	氏 名	⑥
	職 業	
	生年月日	年 月 日生

麻醉銃猟許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第1項の規定により、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕獲等の期間	
捕獲等の区域	

別紙

麻醉銃猟許可申請者名簿

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	麻醉銃の所持許可証		※人命救助等に従事する者届出済証明書		備 考
						所持許可番号	交付年月日	届出済証明書の番号	交付年月日	

捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
麻醉銃の所持許可証の番号及び交付年月日（所持許可者以外が実施する場合は、人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）	

（裏面）

- 注1 住居集合地域の麻醉銃猟については、この許可申請のほかに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定による許可申請が必要であり、かつ、必要に応じて同法第37条に基づく危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。
- 2 複数人で申請する場合は、住所欄及び氏名欄は代表者について記載し、別紙の「麻醉銃猟許可申請者名簿」を添付し、申請者全員について記載すること。
- 3 使用する麻醉薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
- 4 住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由欄には、生活環境に係る被害の状況又は被害が生じるおそれのある状況を踏まえて、当該住居集合地域で実施しなければならない理由、捕獲等の作業の安全性及び迅速性について他の手段と比較して麻醉銃猟によることが適切とする理由等を記載すること。
- 5 捕獲等の区域欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載し、捕獲等の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図等を添付すること。
- 6 危害の防止のための措置欄には、人の生命又は身体に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置（方法等の工夫等）を具体的に記入すること。
- 7 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

注 ※については、麻酔銃の所持許可を受けた者以外の者が、当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合に記載すること。

別記第15号様式（表面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、

わな 猟 免 許	号				
第1種銃猟免許	号				
第2種銃猟免許	号				

免 許 の 類	狩 猟 免 状 の 号	講 習 会	適 性 検 査 の 結 果			適 性 試 験 の 免 除
			視 力	聴 力	運 動 能 力	
網 獵 免 許	号					
わ な 獵 免 許	号					

第1種銃猟免許	号					
第2種銃猟免許	号					

に改め、同様式（裏面）中

「

記載上の注意事項

1 文字は、かい書で明りょうに記載すること。

2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

3 (1)は、該当項目の□にレ点を付し、該当番号を○で囲むこと。

4 太枠欄には、記載しないこと。

」

を

「

(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認（確認がされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すること。）

適性の確認

□

記載上の注意事項

1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。

2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

3 (1)は、該当項目の□にレ点を付し、該当番号を○で囲むこと。

4 (4)において、適性の確認がされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付し、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性を確認した旨の指定の様式による書面を添付すること。

5 太枠欄には、記載しないこと。

」

に改める。

別記第16号様式（表面）中

「

	※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※整理番号	※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

を

「

	※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
	※施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別	
※整理番号	※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

(2) 狩猟をしようとする場所						
1 道の区域全部			2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別（該当の□にレ印を付すること。）						
□第7号（許可捕獲等をした者）に該当						
□第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当						
□第9号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当						
□いずれにも該当しない						
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は、□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村の名称を記載する。）						
□ 対象鳥獣捕獲員			対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名			
□ 対象鳥獣捕獲員ではない			()			
(5) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかを○で囲み、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）						
免許の効力の停止の有無		有	無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）						
第1種銃猟免許	ライフル銃		猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散弾銃					
	空気銃 （圧縮ガスを使用するものを含む。）					
第2種銃猟免許	空気銃 （圧縮ガスを使用するものを含む。）					
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項の要件に関する事項						
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間		
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間		
資産保有						
(8) 職業						
1 専門的・技術的職業従事者		2 管理的職業従事者		3 事務従事者		
4 販売従事者		5 農林業作業者		6 漁業作業者		7 採鉱・採石作業者
8 運輸・通信従事者		9 技能工・生産工程作業者		10 単純労働者		
11 保安職業従事者		12 サービス職業従事者		13 分類不能の職業		

14 無 職

記載上の注意事項

- 1 この申請書は、狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 4 (1)は、該当項目の□にレ印を付し、該当番号を○で囲むこと。
- 5 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 6 (8)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

別記第17号様式（表面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式（裏面）中「かい書で明りよう」を「楷書で明瞭」に改める。

別記第18号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「給餌施設」を「給餌施設」に、「採餌」を「採餌」に改める。

別記第20号様式中「失踪」を「失踪」に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「又は承認証」を「承認証」に、「」を「」）、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証又は麻醉銃猟許可証を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年5月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、平成27年8月31日までの間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

- 3 次に掲げる規則の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に改める。
 - (1) 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）別表第2
 - (2) 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条の表1の項右欄